

第 1 章 事業計画

1.1 事業者の氏名及び住所

名 称：大阪 I R 株式会社

代表者：代表取締役 エドワード・バウワーズ

代表取締役 高橋 豊典

所在地：大阪市北区中之島三丁目 3 番 23 号

1.2 対象事業の名称、目的及び内容

1.2.1 対象事業の名称

対象事業の名称：大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業

1.2.2 事業の種類

- ・ 自動車ターミナル法第 2 条第 4 項に規定する自動車ターミナルその他の自動車の駐車のための新設の事業（同時に駐車することのできる自動車の台数が 1,000 台以上である駐車場等を設けるものに限る。）
- ・ 都市計画法第 4 条第 1 2 項に規定する開発行為を伴う事業（施行区域の面積が 50 ヘクタール以上であるものに限る。）

1.2.3 事業の目的及び事業計画の経緯

(1) 事業の目的

本事業は、特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号。以下「IR 整備法」という。）に基づき、大阪・関西が有するポテンシャルと民間の創意工夫を最大限活かしつつ、大阪・夢洲において特徴的な建築物などにより、来訪者に新鮮な驚きや感動を提供する“WOW”体験と、大阪・関西が誇る観光・文化などの魅力が融合した新しい“WOW”を地域に届け、地域とともに創出する“WOW” Next をビジョンとし、観光先進国の実現に向けて大阪・関西が古くから育んできた伝統・文化・精神を継承し、あらゆるものを「結ぶ」結節点となる「結びの水都」を開発コンセプトとする大阪 I R を整備することで、大阪をはじめ、関西・日本全体の更なる観光及び経済振興の実現をめざすものである。

(2) 事業計画の経緯

我が国では、観光が成長戦略の柱であるという認識のもと、2030 年に訪日外国人旅行者数を 6,000 万人とする目標が掲げられており、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することを目的として、2013 年 12 月に「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（IR 推進法案）が上程された。このことを受け、大阪府・大阪市が連携して I R 立地準備に取り組むための大阪府市 I R 立地準備会議が設置された。

2014年4月に、大阪府市IR立地準備会議において、「大阪における統合型リゾート（IR）立地に向けて～基本コンセプト案～」が示され、以下の理由により、IR立地の候補地として、「夢洲を軸とした大阪市内ベイエリア」が選定された。

- ・ 都心と隣接したところに広大な用地の確保が可能であること
- ・ 臨海部のため、海を活かした非日常空間が創出できること
- ・ 都心や関西国際空港との高速道路が整備されるなど、周辺都市のみならず、西日本各地とのネットワーク形成が可能であること
- ・ 地震や津波など災害に対する安全性の確保が可能であること

2014年10月に、夢洲での国際観光拠点の形成について検討するため、関西経済3団体、大阪府・大阪市で構成する「夢洲まちづくり構想検討会」が立ち上げられ、2017年2月には、IRを核とした国際観光拠点の形成を実現するための指針である「夢洲まちづくり構想（案）」が取りまとめられた。その後、パブリック・コメントの結果等を踏まえて、2017年8月に「夢洲まちづくり構想」が公表された。

2016年12月に「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（平成28年法律第115号）、2018年7月に「IR整備法」が成立したことに伴い、2019年2月には、大阪府・大阪市により、大阪IR基本構想案がまとめられた。

これらの状況を踏まえ、2019年12月に関西経済3団体、大阪府・大阪市により、国際観光拠点の形成に向けた具体的なまちづくりの方向性を示す「夢洲まちづくり基本方針」が策定された。また、大阪府・大阪市により、IR整備法、夢洲まちづくり基本方針等の内容を踏まえた「大阪IR基本構想」が策定され、民間事業者の公募・選定手続きが開始された。その後、2021年9月に、大阪府市IR事業者選定委員会での審査結果を踏まえ、MGM・オリックスコンソーシアムが設置運営事業予定者として選定された。

2022年4月に、大阪府・大阪市と大阪IR株式会社が共同で作成した「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」について、国への認定の申請が行われ、2023年4月に認定された。

2023年9月に、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）第13条第1項に規定する実施協定を締結するため、大阪府・大阪市と大阪IR株式会社が同条第2項に基づき国に認可申請を行い、国土交通大臣より認可を受けた。

これに伴い、大阪府・大阪市と大阪IR株式会社が、大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備等のIR関連協定等を締結した。

(1) 事業計画地の位置

夢洲内の東側は、高水準のコンテナ物流拠点として夢洲コンテナターミナルが既に供用している。西側は廃棄物埋立処分場であり、その一部に大規模太陽光発電施設（メガソーラー）が設置されている。事業計画地は、図 1.2.1～1.2.2 に示すとおりであり、約 64.2ha（想定）となる。

吹田市 摂津市 守口市 門真市 鶴見区 東大阪市 八尾市 松原市 西宮市 尼崎市 豊中市 東淀川区 旭区 都島区 城東区 東成区 生野区 平野区 住吉区 東住吉区 阿倍野区 西成区 浪速区 天王寺区 中央区 西区 此花区 福島区 淀川区 西淀川区 港区 太正区 住之江区 夢洲

凡 例
 事業計画地
 太陽光発電事業計画候補地

3



図 1.2.2 事業計画地の位置図（詳細）

(2) 事業の概要

本事業は、大阪市此花区夢洲中一丁目の一部ほか位置する事業計画地の土地に、会議施設、展示等施設、劇場、ミュージアム、飲食施設、バスターミナル、フェリーターミナル、係留施設、宿泊施設、カジノ、駐車場、太陽光発電設備を主要な用途とする建築物等を計画するものである。

対象事業の概要は表 1.2.1 に、本事業の対象範囲は図 1.2.3 に示すとおりである。

表 1.2.1 事業の概要

項 目	内 容
事業計画地	大阪市此花区夢洲中一丁目の一部ほか
事業計画地面積	合計：約 64.2ha（太陽光発電事業計画候補地を含む）
延床面積の合計	約 848,000m ²
建築物の最高高さ	約 130m
主 要 用 途	会議施設、展示等施設、劇場、ミュージアム、飲食施設、バスターミナル、フェリーターミナル、係留施設、宿泊施設、カジノ、駐車場、太陽光発電設備
来場想定者数	年間来場者数：約 1,987 万人、日最大来場者数：約 10 万人
駐 車 台 数	約 3,200 台
想定工事期間	2024 年度夏頃から 2030 年度夏頃
想定供用時期	2030 年度秋頃

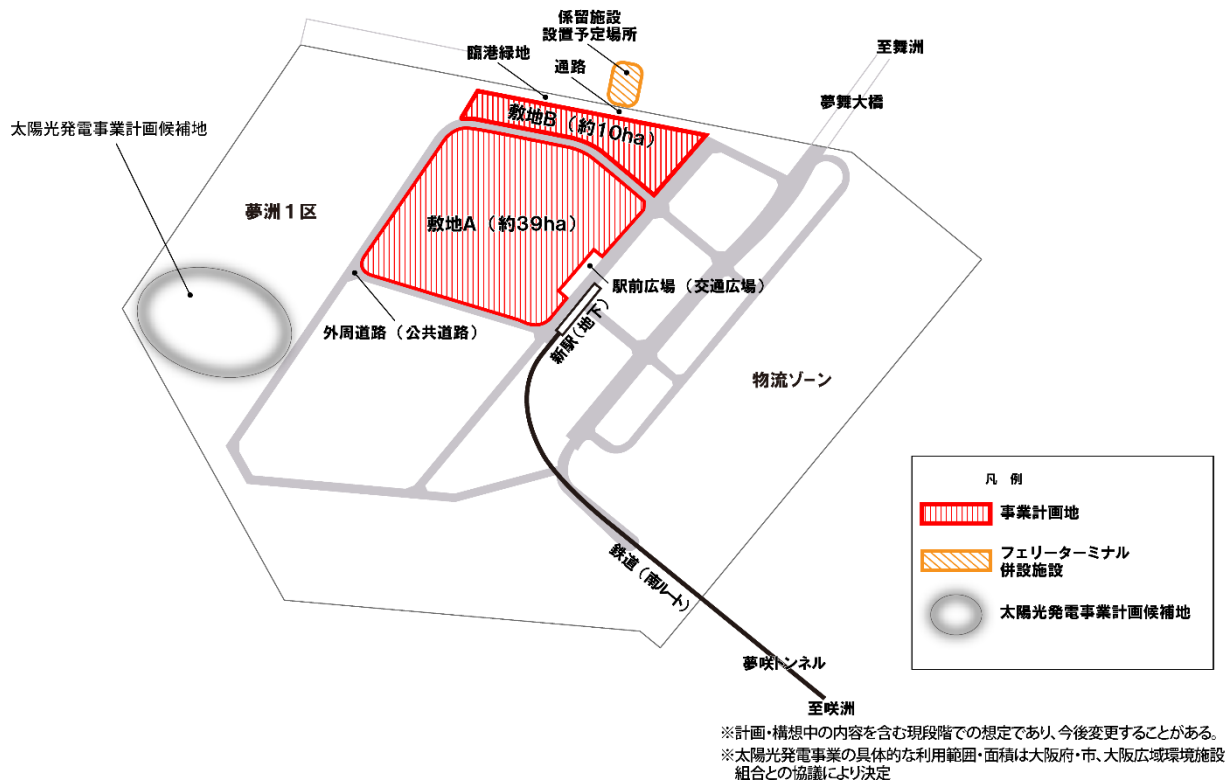


図 1.2.3 本事業の対象範囲

(3) 土地利用計画

開発コンセプト「結びの水都」の4つのテーマ「大阪・関西を世界とつなぐ関西ゲートウェイ」、「ここにしかない最高のエンターテインメント」、「未来を創出するイノベーション」、「大阪の発展を象徴する水」に基づき、夢洲のポテンシャルを活かす4つのゾーンを設定し、異なる特徴を有する各ゾーンが他のゾーンと連携し相互作用を誘発するような計画とする。

1. 「関西ゲートウェイ」ゾーン

新駅などの多くの来訪者が集まる交通拠点を起点に、大阪・関西及び日本の「観光ゲートウェイ」として送客施設やエンターテインメント施設などを配置し、更なるエンターテインメント体験を求める来訪者をI R内部へ誘引するダイナミックな空間構成とする。

2. 「イノベーション」ゾーン

MICE 施設を中心にイノベーション創出につながる施設を配置し、新たなビジネスの創出を促す、付加価値創造のための拠点とする。

3. 「ウォーターフロント」ゾーン

海に囲まれた立地という夢洲の最大の特徴を生かし、来訪者に豊かな水の風景によるうるおいと安らぎを与え、大阪・関西の新しいパブリックスペースとして多くの人が集い、憩う空間とする。

4. 「結びの庭」ゾーン

上記3つのゾーンに囲まれた敷地中央部にある大規模なオープンスペースであり、隣接するゾーンによる多様な体験の表出、混ざり合い、相互作用を生み出しながら、大阪I Rでしか体験できない魅力的な空間を創出する。

(4) 施設配置計画

本事業の施設一覧（計画概要）は表 1.2.2 に、施設配置イメージ図は図 1.2.4 に、事業計画地内の施設配置図は図 1.2.5 に、施設イメージパース図は図 1.2.6 に示すとおりである。

主要な用途は、会議施設、展示等施設、劇場、ミュージアム、飲食施設、物販施設、バスターミナル、フェリーターミナル、係留施設、宿泊施設、カジノ、駐車場、エネルギーセンター、太陽光発電設備である。

表 1.2.2 施設一覧（計画概要）

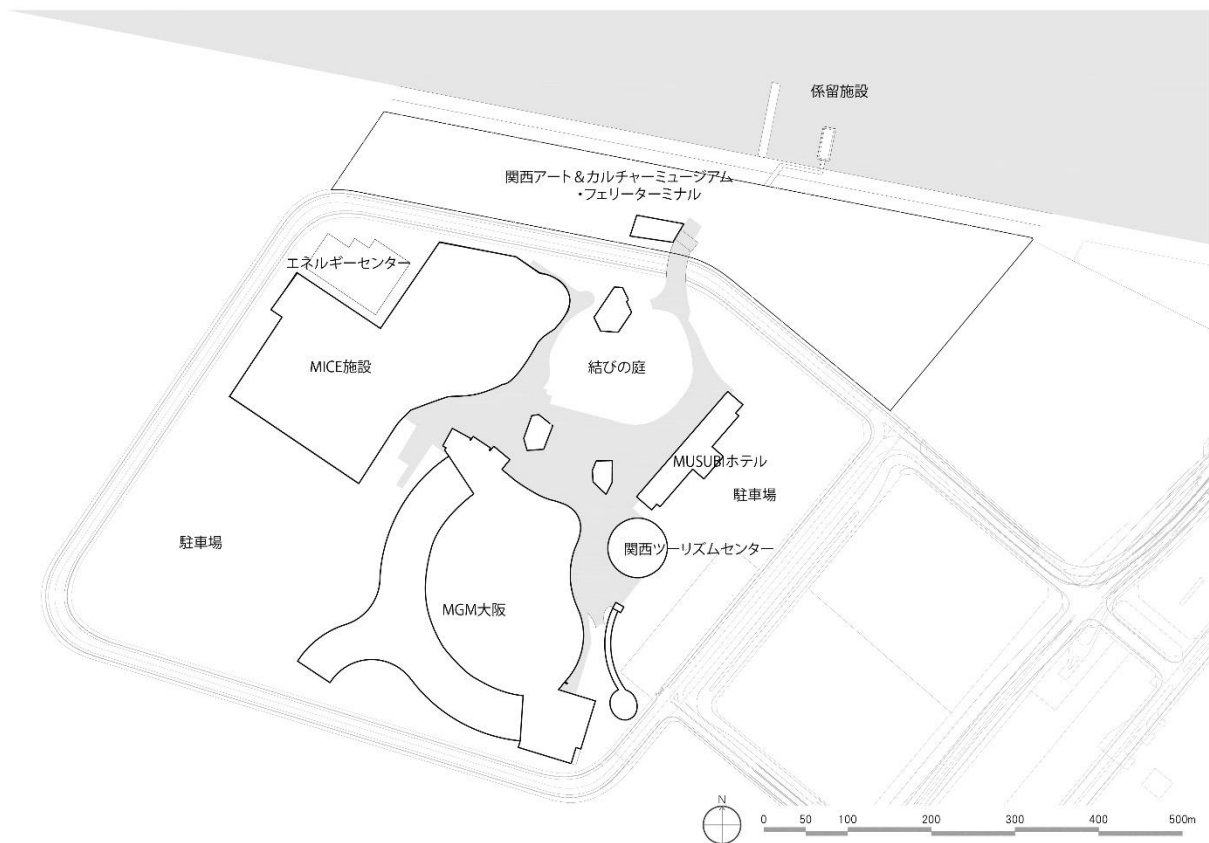
エリア		施 設	主要用途
敷地 A	関西ゲートウェイゾーン	MUSUBI ホテル	宿泊施設、飲食施設、物販施設、駐車場
		関西ツーリズムセンター	旅客・物資等のバス乗降所、観光案内所、物販施設
		MGM 大阪	宿泊施設、カジノ、劇場、飲食施設、物販施設、店舗、駐車場
	イノベーションゾーン	MICE 施設 （国際会議施設、展示等施設）	会議施設、展示等施設、飲食施設、物販施設、駐車場
		エネルギーセンター	事業地内への電力供給施設等
	結びの庭ゾーン	結びの庭	屋外空間、飲食施設
敷地 B	ウォーターフロントゾーン	関西アート&カルチャーミュージアム・フェリーターミナル	ミュージアム、飲食施設、物販施設、船舶乗降待合い所
—	係留施設		船舶の入出港・停泊施設、旅客・物資の船舶乗降施設等
夢洲 1 区	太陽光発電設備		事業地内への電力供給施設等

（注）施設の名称は全て仮称である。



（注）施設の名称は全て仮称である。

図 1.2.4 施設配置イメージ図



- (注) 1. 施設の名称は全て仮称である。
 2. 上図は、現時点での計画であり今後の計画調整等により変更することがある。

図 1.2.5 事業計画地内の施設配置図



- (注) 現時点での計画であり今後の計画調整等により変更することがある。

図 1.2.6 施設イメージパース図

(5) 緑化計画

本事業の緑化計画においては、夢洲まちづくり基本方針等を踏まえ、みどりを身近に感じ、憩いや安らぎを提供する空間を創出し、敷地内部の多種多様な緑地を含めた生態系ネットワークの維持・形成をめざす。四季折々の彩を楽しめるよう、各ゾーンに応じて多様な植物を選定し、落葉樹を主体とした季節感のあるオープンなエリア、常緑樹を主体とした防風機能を備えたエリアなど、様々な水とみどりによる多様な空間を創出するとともに、海辺に位置する立地特性から、沿岸部では耐塩性のある緑地の整備に努める。また、日本に自生している種（以下「在来種」という。）を基本として京阪神エリア（特に臨海部）に自生している種（以下「郷土種」という。）も活用するなど地域の生態系へ配慮した緑地の整備をめざす。

中央部に配置する「結びの庭」ゾーンでは、敷地中央部にある大規模なオープンスペースとして植栽面積を可能な限り広く確保することをめざす。

北側に配置する「ウォーターフロント」ゾーンでは、海辺景観を活かしたオープンスペースとして緑地を配置する。人の往来や照明設備による影響が小さい場所に多様な草丈の草地を確保することで自然環境との連続性の確保に努め、草地に生息する鳥類などの動物に配慮した環境の創出に努める。

事業計画地整備後は、植栽した樹木の保育管理や特定外来生物等が敷地内で繁茂しないように適宜駆除を行うなど、適切な維持管理を行う。

(6) 供給処理計画

供給処理施設計画の概要は、表 1.2.3 に示すとおりである。

(a) エネルギー計画

(7) エネルギーセンター

本事業の施設で使用するエネルギーは主に電気及び都市ガスを計画しており、MICE 施設(展示場、集会場)、劇場、ミュージアム、飲食施設、宿泊施設、カジノ等で利用するエネルギー源については極力集中化を図り、区域内全域に電力供給を行うとともに、敷地A全域に熱供給を行う。エネルギーセンターを導入することによりエネルギーの一元管理を行って省エネルギーを促進する計画である。エネルギーセンターには、コージェネレーションシステム等の省エネルギーシステムを導入する計画としている。

(イ) 自然エネルギー利用

夢洲1区（「大阪ひかりの森」プロジェクト使用区域を除く）やMICE 施設等において太陽光発電設備の導入を積極的に行う計画である。なお、夢洲1区における太陽光発電設備の具体的な利用範囲・面積は、大阪府・大阪市、大阪広域環境施設組合及び事業者による今後の協議により決定される。

(ウ) 非常時のエネルギー自立対策

電力・ガス等のインフラ途絶時に備え、非常用発電機にて施設内で必要な電力を供給し、帰宅困難者が最低3日間安全に滞在できる避難所を提供することをめざす。

(b) 水処理計画

上水道及び工業用水を利用するとともに、雑排水の再生利用を図る計画である。

また、此花区域の排水方式に基づき、各々分流にて公共下水道へ排水する計画であるが、汚水に関しては下水排水量に制限があり、その制限を超過するおそれのある年数回の対応として、汚水貯留槽による排水超過相当分の一時貯留及び時間差排水を計画する。雨水に関しては、排水抑制義務はないが、水源が不足気味である敷地環境に考慮して域内再利用を計画する。これらの導入によりインフラ負荷軽減に配慮することとしている。

(7) 雑排水再利用

一部施設の手洗い排水や空調ドレン等の再利用向け原水を、域内の（仮）水資源センターに集めて中水製造を行い、一部施設のトイレ洗浄水向けに域内再供給を行う計画である。

(i) 雨水再利用

各エリアにて雨水を集水し、簡易ろ過を加えて水景用の供給水や灌水（草木への散水等）に利用する計画である。

表 1.2.3 供給処理施設計画の概要

施設種類	用 途	備 考（想 定）
空気熱源ヒートポンプチャラー	供用時の各施設への熱供給	・約 138 台を想定
暖房及び給湯用ボイラー	供用時の各施設への熱供給	・ガス消費量：約 2,000m ³ /h 〔重油換算：約 2,280L/h〕
自家用発電設備 （コージェネレーションシステム）	供用時の各施設への電力供給	・発電出力が 2 万キロワット未満 ・ガス消費量：約 1,300m ³ /h 〔重油換算：約 1,480L/h〕
給湯用ボイラー	供用時の MICE 施設への熱供給	・ガス消費量：約 200m ³ /h 〔重油換算：約 228L/h〕
雑排水再利用施設	供用時の排水の一部を処理し、雑用水として水洗トイレ等に再利用	最終的には下水管へ排水
雨水再利用施設	雨水を集水し、簡易ろ過を加えて水景用の供給水、灌水（草木への散水等）に利用	最終的には下水管へ排水

(7) 交通計画

(a) 施設へのアクセス

施設へのアクセスは、表 1.2.4 に示すとおりである。

大規模なバス輸送機能や船舶による輸送機能の導入に加え、リムジンサービス、タクシーの利用促進、ICT等を利用した交通情報提供及び駐車場料金のダイナミックプライシングにより公共交通利用促進を図り、周辺交通量の増加を極力抑制する計画である。

また、本事業に伴う資材・物資搬入等の物流の効率化など、総合的な渋滞対策及び交通マネジメントにより、周辺交通への影響を低減させる計画である。

表 1.2.4 来場者の施設へのアクセス

交通手段	輸送機能の内容	来場者数（人／日）
自家用車	繁忙期・休日・大規模イベント開催時の自家用車需要に対応する駐車場を I R 区域内に確保する。	平日：約 9,600 休日：約15,800
タクシー	タクシー乗り場を I R 区域内に整備する。	平日：約 2,800 休日：約 4,500
鉄 道	大阪メトロ中央線に乗り入れる鉄道新線の駅が、I R 区域に隣接して整備される。	平日：約39,100 休日：約51,700
駅シャトルバス・ 長距離バス	バス（シャトルバス等）ターミナルを I R 区域内に整備する。	平日：約18,000 休日：約24,800
貸切・送迎バス		平日：約 7,800 休日：約12,800
船 舶	海上アクセス拠点を I R 区域内に整備する。	平日：約 800 休日：約 1,100

(b) 施設関連車両の走行ルート

施設関連車両の主要走行ルートは、図 1.2.7 に示すとおりであり、阪神高速道路の湾岸舞洲出入口・淀川左岸舞洲出入口まで走行し、此花大橋、夢舞大橋を経由して夢洲の事業計画地に至る経路とする。

一般道では、北港通等を経由して夢舞大橋から、又は咲洲トンネル等を経由して夢咲トンネルから夢洲の事業計画地に至る経路とする。



(c) 事業計画地周辺の主要な交差点における交通処理検討

事業計画地周辺の主要な交差点における交通処理については、図 1.2.8 に示す事業計画地周辺の主要な交差点（施設関連車両が最も集中する交差点）において、交差点需要率の検討を行った。

検討の結果は表 1.2.5 に示すとおりであり、全ての交差点において将来の交差点需要率は平日、休日ともに 0.9 を下回り、本事業による交通処理上の支障は生じない。

なお、本事業においては、前述のとおり総合的な渋滞対策及び交通マネジメントにより、周辺交通への影響の低減に努める。

表 1.2.5 事業計画地周辺の主要な交差点における交差点需要率

交差点	交差点需要率	
	平 日	休 日
舞洲東	0.438	0.470
咲洲トンネル西	0.451	0.433

(注) 交差点需要率とは、単位時間内に交差点が信号で処理できる交通量に対し、実際に流入する交通量の比率のこと。一般的に信号制御を考慮した 0.9 が円滑な交通処理が出来る判断基準とされている。

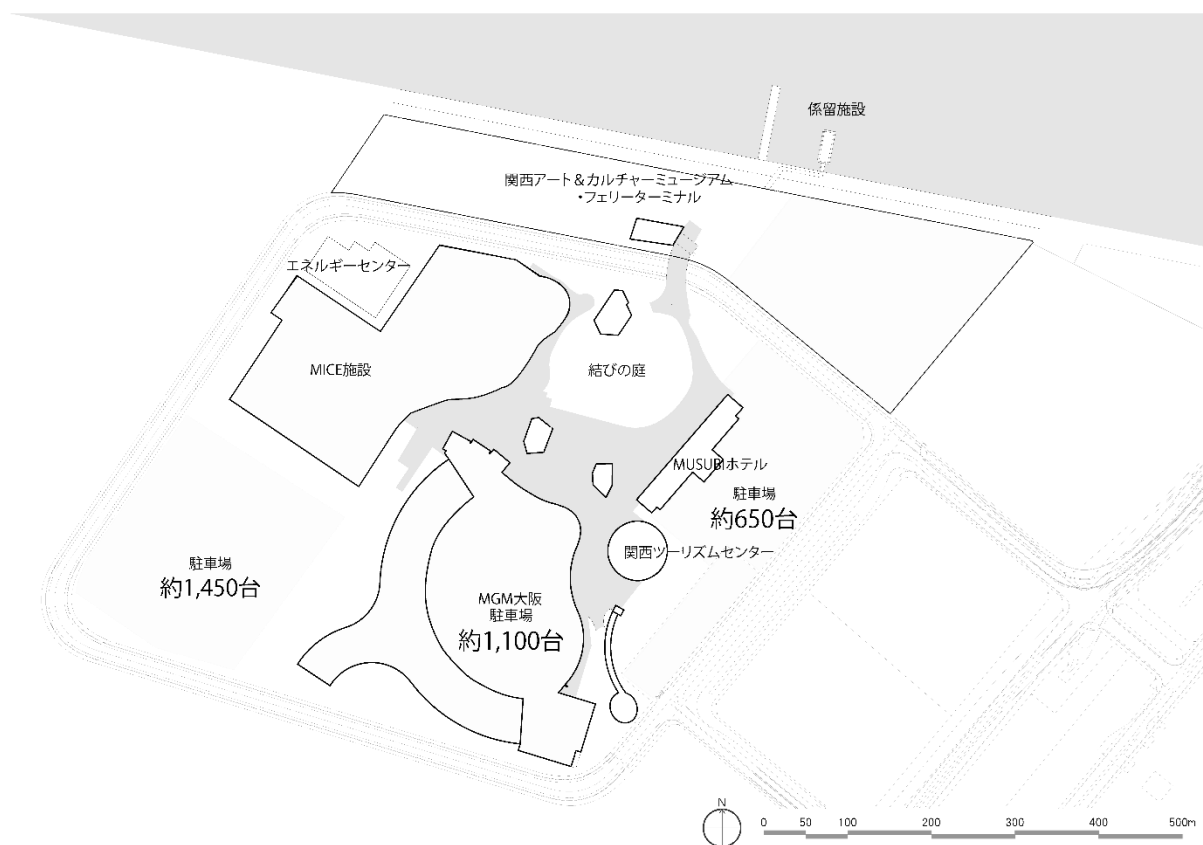


(d) 駐車場整備計画

施設内の駐車場については、来場者想定に基づいた自家用車の時間帯別交通量及び滞在時間を考慮して、必要駐車台数を以下に示す方法で算出し、来場者用の駐車スペース（約 3,200 台）を設置する計画とした。

- 交通量は、繁忙期・休日・大規模イベント開催時を前提とした。
- I R施設はカジノのみ 24 時間営業とし、類似施設の実績を基に、自家用車で来場するカジノ利用者は平均 5 時間駐車するものとした。
- 自家用車で来場する宿泊者については、全車両が終日駐車するものとした。
- カジノ利用者及び宿泊者以外の来場者の自家用車については、午前 1 時から 5 時までの時間帯に入退場がないものとした。

駐車場位置・台数等は、図 1.2.9 に示すとおりである。



(注) 駐車場台数は、現時点での計画であり、今後の計画調整等により配分を変更することがある。

図 1.2.9 駐車場の位置・台数等

(e) 船舶運航計画

(7) 施設計画

事業計画地北側に、浮棧橋（延長：約 40m）とその西に約 90mの防波堤（総称して「係留施設」という。）を計画しており、位置は図 1.2.5 に示すとおりである。

(i) 運航計画

運航先は、関西国際空港や大阪の臨海部などを想定しており、運航経路、発着回数、運航時間等の詳細については今後検討し、決定する。

1.2.5 工事計画

(1) 工事工程

本体工事の想定工事工程は、表 1.2.6 に示すとおりである。

工事は、事業実施に必要な都市計画手続き、その他手続きを経て、2024 年度夏頃の工事着手、2030 年度夏頃の全体工事完了を想定している。

表 1.2.6 工事工程（想定）

着工年数 工事内容	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目
準備工事							
建設工事							
太陽光発電施設工事							

(2) 工事関連車両の走行ルート

工事関連車両の主要走行ルートは、図 1.2.10 に示すとおりであり、幹線道路や高速道路利用を優先することとし、特定の道路に集中することがないように、走行ルートを適切に選定する。具体的には、主として阪神高速道路と幹線道路を利用し、此花大橋、夢舞大橋及び夢咲トンネルを經由して事業計画地に至る経路を計画している。また、同時期に大阪・関西万博やインフラ工事等が集中する場合、調整を行い、走行ルートに車両が集中することがないように配慮する。



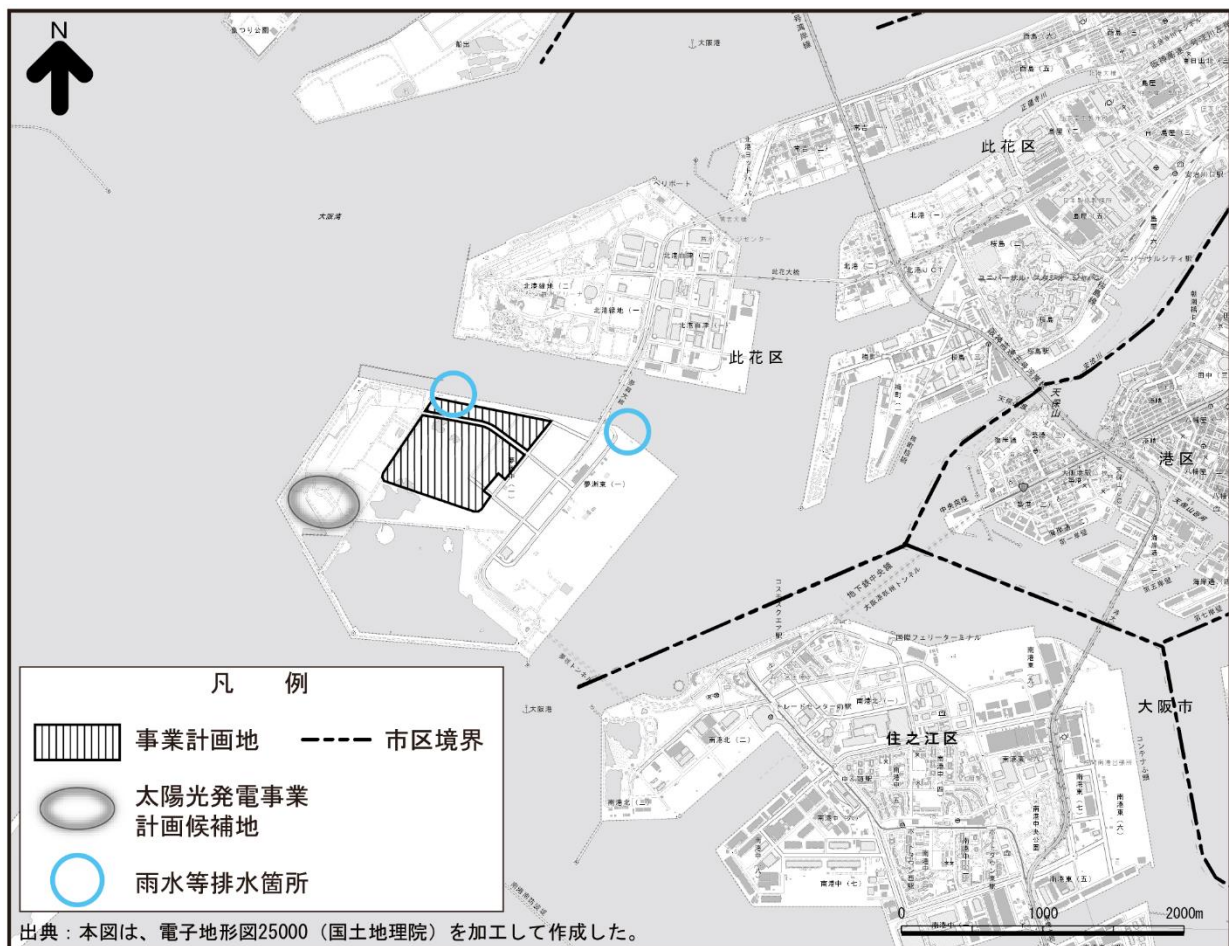
(3) 廃棄物・雨水等処理計画

事業計画地の建物地下部や基礎工事において発生する残土については、原則、島内処分を行う予定である。

本事業の工事期間と事業計画地に隣接する「大阪・関西万博」の開催期間及び前後の工事期間の約 16 ヶ月間（以下「大阪・関西万博開催期間等」という。）のうち重複する期間は、夢洲島内での残土の移動が一部制限され、仮置き場の確保や事業計画地以外の夢洲島内での埋戻材としての再利用が困難になることが予想される。そのため、大阪・関西万博開催期間等に、事業計画地内等（夢洲島内）から残土を搬出する場合は、汚染土壌処理施設（浄化等処理施設）において処理するなど検討し、最終処分量（埋立量）を可能な限り低減する。産業廃棄物処理業者（中間処理業者）の受入基準を満たす建設汚泥については、再生利用に努めることとしているが、その基準を超過した建設汚泥については、原則、全量を管理型最終処分場で処分する計画としている。その他、工事中に発生する建設廃棄物については、発生抑制、再利用、再資源化について適切な措置を講じる。

工事排水については、公共下水道整備前は、適切な水質管理を行い雨水管へ排出し、公共下水道整備後は、下水管へ排出する計画である。

また、工事中のし尿について、公共下水道整備前は、仮設浄化槽（51～100 人槽）で処理し適切な水質管理を行い、雨水管により海域へ排水するか、排出量が少ない期間については汲み取りにより周辺のし尿処理場へ搬出する。海域へ排水する場合の位置は、図 1.2.11 を予定している。



（注）上図は、現時点での計画であり今後の計画調整等により変更することがある。

図 1.2.11 雨水等排水計画図

1.3 SDG s達成への貢献

1.3.1 SDG s達成における本事業の位置づけ

(1) コンセプト

近年、持続可能な開発を目標とするSDG sが策定されるなど、都市・街区開発においても、多様性や人々の健康な生活が重視され、人々の交流や社会活動の促進、水やみどりを介した健康的に過ごせる場の形成といった、SDG sに沿った取組みの重要性が高まっている。本事業においても、これら社会的要求に応える以下のコンセプトを掲げ、SDG sに沿った開発を推進していく。

a. 複合用途による多様なアクティビティ

IR内の様々な建物用途とそれを貫くおもてなしにより生み出される“WOW”体験

b. 健康に過ごせる、憩いの場の形成

「結びの水都」として豊かな水辺空間を形成し、オープンスペースでの憩いの空間を提供

c. 地域固有の文脈を活かした魅力づくり

水都として発展してきた大阪の魅力を活かす、水をコンセプトとした景観形成

d. 地域社会との連携による持続的な成長

あらゆる来訪者を惹きつけるデスティネーションの形成と地域への観光客の送客による経済の成長への寄与

(2) 大阪・関西万博のコンセプトの継承

「未来社会の実験場」という大阪・関西万博のコンセプトを継承し、社会課題の解決及び府民の生活の質（ＱＯＬ）向上につながるまちづくりを進める。広大で多くの交流人口を生む夢洲の特性を活かして最先端技術の実証・実装の場を設けるとともに、ＳＤＧｓの達成に貢献する持続可能なＩＲをめざす。

1.3.2 SDGs達成への貢献が期待される取組み

第2期大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標は、図1.3.1に示すとおりであり、3つの基本目標とSDGsの17の目標が関連付けられている。

以上を踏まえ、本事業においてSDGs達成への貢献が期待される取組みは、表1.3.1に示すとおりであり、地球温暖化や生物多様性の減少など環境問題に関する国際的な動向を踏まえつつ、他の地域のモデルとなるよう先導的な取組みを促進する。また、適宜、弊社のホームページ等で、取組み内容を発信していく予定である。

◆ 第2期総合戦略に掲げる基本目標とSDGsの関係

基本目標（柱立て）	関連するSDGs
① 魅力と活力あふれる大阪をつくる - 大阪経済の活性化 - 都市魅力の創造・発信 - 環境先進都市大阪の実現	          
② 誰もが活躍できる社会をつくる - 若者・女性・外国人等誰もが活躍できる社会の実現 - すべての子どもの成長を社会全体で支える仕組みの充実 - 子どもや保護者の期待に応える学校づくり	      
③ 健康で安心して暮らし続けられる地域をつくる - 市民生活の安全・安心の確保 - 地域の実情に即した特色ある施策の展開と地域コミュニティの活性化	        

※【目標17：実施手段】は、施策を推進していくうえでの理念として、すべての施策に関連するもの

■ SDGsの17の目標

 目標1 (貧困)	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	 目標10 (不平等)	各国内および各国間の不平等を是正する。
 目標2 (飢餓)	飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	 目標11 (持続可能な都市)	包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間居住を実現する。
 目標3 (保健)	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	 目標12 (持続可能な生産と消費)	持続可能な生産消費形態を確保する。
 目標4 (教育)	すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。	 目標13 (気候変動)	気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
 目標5 (ジェンダー)	ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子のエンパワーメントを行う。	 目標14 (海洋資源)	持続可能な開発のための海洋資源を保全し、持続的に利用する。
 目標6 (水・衛生)	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	 目標15 (陸上資源)	陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する。
 目標7 (エネルギー)	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する。	 目標16 (平和)	持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る。
 目標8 (経済成長と雇用)	包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する。	 目標17 (実施手段)	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
 目標9 (インフラ、産業化、イノベーション)	レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る。		

出典：「第2期大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略【令和2年度—令和6年度】令和4年9月改訂版」（大阪市、令和4年9月）

図1.3.1 大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標とSDGsの関係

表 1.3.1(1) SDGs 達成への貢献が期待される取組み

環境配慮項目及び 環境配慮事項		行動計画（配慮事項の内容）	行動計画とSDGs等との対応	
			大阪市まち・ひと・しごと創生 総合戦略の基本目標	SDGsの ゴール
周辺との 調和	周辺土地利用との調和	・ 夢洲のまちづくり基本方針、大阪市環境基本計画に基づき、太陽光発電などの再生可能エネルギーを積極的に導入する。 ・ 交通アクセスの方法として、バスや船舶による輸送機能を導入し、公共交通の利用促進に努める。 ・ 交通情報提供、物流の効率化など、総合的な渋滞対策及び交通マネジメントを検討し、事業計画地周辺における交通流への影響の低減をめざす。 ・ 公共下水道整備前は、工事排水については、濁水処理施設、沈殿池で管理して、雨水管により排水する。し尿については、仮設浄化槽で処理し、水質管理を行い、雨水管により海域へ排水するか、汚水の排出量が少ない期間については、汲み取りにより、周辺のし尿処理場へ搬出する。公共下水道整備後は、工事排水及びし尿ともに下水管へ排出する。	① 魅力と活力あふれる大阪をつくる ③ 健康で安心して暮らし続けられる地域をつくる	
	改変区域の位置・規模・形状の適正化	・ 建設工事において、施設規模に応じた適切な掘削土量を計画する。 ・ 発生した掘削土は事業計画地内で極力再利用することで、事業計画地外への排出抑制に努める。		
循 環	資源循環	・ 物販施設・宿泊施設等における梱包材、アメニティグッズの発生抑制などプラスチック類を含むごみの削減に努める。 ・ 飲食施設・宿泊施設等においては、食品ロス削減の取組みを推進する。 ・ 建設資材については、再利用や再資源化しやすい資材を選定するなど、将来の建物・施設のリニューアルや解体時における廃棄物の発生抑制に努める。 ・ 掘削・杭工事等における残土・汚泥発生量を低減する工法の採用等により、廃棄物の発生抑制を図るとともに、適正処理による再生活用を図る。	① 魅力と活力あふれる大阪をつくる ③ 健康で安心して暮らし続けられる地域をつくる	
	水循環	・ 一部施設の手洗い排水や空調ドレン等の再利用向け原水を、域内の（仮）水資源センターに集めて中水製造を行い、一部施設のトイレ洗浄水向けに域内再供給を行う計画である。 ・ 各エリアにて雨水を集水し、簡易ろ過を加えて水景用の供給水や灌水（草木への散水等）に利用する計画である。 ・ 緑地を整備する他、建築物や構造物、オープンスペース等についても可能な限り緑化を図る等、保水機能に配慮した土地利用に努める。		

表 1.3.1(2) S D G s 達成への貢献が期待される取組み

環境配慮項目及び 環境配慮事項		行動計画（配慮事項の内容）	行動計画と S D G s 等との対応	
			大阪市まち・ひと・しごと創生 総合戦略の基本目標	S D G s のゴール
生活環境	大気質、水質・底質、騒音、振動、低周波音	- バスや船舶による輸送機能の導入、及び交通情報提供による公共交通利用促進に努め、適切な交通アクセスの確保をめざす。 - 交通情報提供、公共交通利用促進、物流の共同配送など、総合的な渋滞対策及び交通マネジメントを検討し、自動車交通量の抑制に努める。	① 魅力と活力あふれる大阪をつくる ③ 健康で安心して暮らし続けられる地域をつくる	
		- 大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例に基づく必要駐輪台数を確保した自転車駐車場を整備する。 - 施設で使用管理する車両については、電気自動車、燃料電池自動車などの次世代自動車の導入を図る。また、駐車場にEV用充電施設を設置する。	① 魅力と活力あふれる大阪をつくる ③ 健康で安心して暮らし続けられる地域をつくる	
		- 工事計画の策定にあたっては、周辺環境への影響の小さい工法の採用、低公害型機械の使用、散水の実施等により、大気汚染、騒音、振動、粉じん、濁水等による環境影響の回避又は低減に努める。 - 工事関連車両の走行ルート of 適切な選定、走行時間帯の配慮等を行う計画とする。さらに、同時期に施工される可能性のある大阪・関西万博事業、道路、鉄道等のインフラ工事などの影響も考慮した計画とする。	③ 健康で安心して暮らし続けられる地域をつくる	
	土 壤	- 敷地Aと敷地Bは、埋立地特例区域に指定されているため、今後、土壌汚染対策法、府条例等に基づき対応を行い、発生抑制・減量化・リサイクル等について適正な対策を講じる。 - 工事中は適宜仮囲いし、工事搬出入口でのタイヤ洗浄を徹底するとともに、汚染土壌の運搬・搬出の際には、ダンプ荷台の汚染土壌をシートで覆う等、同法に基づき、粉じんの発生抑制、汚染土壌の拡散防止等の措置を講じる。	③ 健康で安心して暮らし続けられる地域をつくる	
	都市景観	建物、構造物の配置、デザイン・色彩等については、周辺景観との調和や地域性に配慮し、良好な都市景観の形成に努める。	① 魅力と活力あふれる大阪をつくる	
	ヒートアイランド	敷地内での緑地整備による放熱の抑制、水景等による水の活用、空調設備の高効率化による人工排熱の低減等のヒートアイランド対策を実施する。	③ 健康で安心して暮らし続けられる地域をつくる	

表 1.3.1(3) S D G s 達成への貢献が期待される取組み

環境配慮項目及び 環境配慮事項		行動計画（配慮事項の内容）	行動計画と S D G s 等との対応	
			大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標	S D G s の ゴール
生活環境	風 害	高層建築物を整備する計画であり、風環境の緩和を図るため、防風植栽等の配置を検討するなど、可能な範囲で風害の発生を抑制する施設計画に努める。	③健康で安心して暮らし続けられる地域をつくる	  
	交通安全	- 工事関連車両の走行ルートは、幹線道路や高速道路利用を優先することとし、特定の道路に集中することがないように走行ルートを適切に選定する。また、同時期に大阪・関西万博事業やインフラ工事等が集中する場合、関係機関と走行時間等の調整を行い、走行ルートに車両が集中することがないように配慮する。 - 供用後は、事業計画地内の大規模バスターミナル整備に伴うバスや船舶による輸送機能の導入、リムジンサービス、タクシーの利用促進及び駐車場料金のダイナミックプライシングによる鉄道等の公共交通利用促進等により、周辺交通量の増加を極力抑制する計画である。 - I C T等を利用した交通情報提供、本事業に伴う資材・物資搬入等の物流の効率化など、総合的な渋滞対策及び交通マネジメントにより、自動車交通量の抑制に努める。 - 駅と事業計画地をバリアフリーにすることで車いす利用者等を含む歩行者の安全で快適な移動経路を確保する。 - 駐車場周辺での交通誘導員による案内・誘導を適宜実施するなどの対策を検討し、適切な対策を講じることにより、歩行者等の安全を確保し、利便性・快適性の向上に努める。	①魅力と活力あふれる大阪をつくる ③健康で安心して暮らし続けられる地域をつくる	  
自然環境	水 象	係留施設の建設にあたっては、形状の工夫や長さ等を極力抑えるなど、周辺海域の潮流・波浪への影響の回避又は低減に努める。	①魅力と活力あふれる大阪をつくる ③健康で安心して暮らし続けられる地域をつくる	  
	動物、植物、生態系	「結びの庭」ゾーンでは植栽面積を可能な限り広く確保することをめざし、在来種を基本として郷土種も活用するなど地域の生態系へ配慮した緑地の整備に努める。	①魅力と活力あふれる大阪をつくる	  

表 1.3.1(4) S D G s 達成への貢献が期待される取組み

環境配慮項目及び 環境配慮事項		行動計画（配慮事項の内容）	行動計画と S D G s 等との対応	
			大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標	S D G s の ゴール
自然環境	自然景観	・建物・構造物の配置・デザイン・色彩等については、周辺景観との調和や地域性に配慮するとともに、敷地内に緑地を整備する等自然景観への配慮にも努める。	①魅力と活力あふれる大阪をつくる	 
	自然とのふれあい活動の場	・緑地空間、水景等を整備し、自然とのふれあいの場を意識した空間の創造に努める。	①魅力と活力あふれる大阪をつくる ③健康で安心して暮らし続けられる地域をつくる	     
地球環境	温室効果ガス	・施設供用時は、コージェネレーションシステム等によるエネルギー供給を常時行う計画である。 ・太陽光発電の導入や施設で利用するサービス車両に Z E V (電気自動車等のゼロエミッションビークル) の採用を検討し、総合的に温室効果ガス (C O ₂ 等) の発生抑制に努める。 ・日射の影響を抑制するための室配置を検討するとともに、断熱性の高い窓ガラスの採用等により、エネルギー消費量の抑制に努める。 ・内装材等について、国産木材の利用を検討する。 ・事業計画地内のエネルギー使用量等の運転状況をエネルギーセンターで一元的に管理し、エネルギー利用の最適化を図る。	①魅力と活力あふれる大阪をつくる ③健康で安心して暮らし続けられる地域をつくる	        
	気候変動適応策	・コージェネレーションシステム等によるエネルギー供給を常時行う計画であり、太陽光発電などの再生可能エネルギーも含めたエネルギーの多重化による地域の災害への対応力の強化に努める。 ・災害発生時に備えて避難計画の策定や防災訓練を実施し、平時より関係機関との連携体制の構築を図る。また、帰宅困難者支援として I R 施設に最低 3 日間安全に滞在できる避難所として提供することをめざす。 ・風水害対策として、主要施設の床レベルは想定される津波・高潮の影響を受けない高さを確保する。 ・地下空間における浸水・冠水に配慮した計画とし、熱源・電気設備等の重要な機械室については、地上階へ設置するなど浸水リスクの軽減・回避を図る。	①魅力と活力あふれる大阪をつくる ③健康で安心して暮らし続けられる地域をつくる	      

表 1.3.1(5) S D G s 達成への貢献が期待される取組み

環境配慮項目及び 環境配慮事項		行動計画（配慮事項の内容）	行動計画と S D G s 等との対応	
			大阪市まち・ひと・しごと創生 総合戦略の基本目標	S D G s の ゴール
次世代への 貢献	環境イノベーションの創出	エネルギーセンターにおいて、発電・熱源設備等のエネルギー源を制御し、電力需給の調整を行う。これらの制御や調整を行うエネルギーマネジメント設備については、負荷予測等の最先端の技術の導入を検討する。	① 魅力と活力あふれる大阪をつくる ③ 健康で安心して暮らし続けられる地域をつくる	